

関ヶ原町における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画に基づく女性の職業選択に資する情報の公表
—令和8年7月—

関ヶ原町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、関ヶ原町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」という。）を策定し、働くことを希望する女性職員が希望に応じた働き方を実現できるように努めています。

この度、女性活躍推進法第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報を次のとおり取りまとめましたので公表します。

【女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する事項】

- 職員の男女の給与の額の差異
- 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- 採用した職員に占める女性職員の割合

【職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項】

- 男女別の育児休業取得率 及び 男女別の育児休業の取得期間の分布状況
- 管理的地位にある職員以外の職員1人当たりの1月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間
- 職員の年次休暇等の取得日数の状況

【女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する事項】

● 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	114.2 %
全職員	82.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	— %
課長補佐相当職	86.4 %
係長相当職	104.1 %
主任相当職	99.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	74.3 %
31～35年	98.6 %
26～30年	88.2 %
21～25年	71.0 %
16～20年	96.9 %
11～15年	— %
6～10年	105.5 %
1～5年	104.4 %

【説明欄】

『2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報』

算定にあたっては、「1. 全職員に係る情報」-「任期の定めのない常勤職員」の区分のうち、町長部局に所属する一般行政職(保育士除く)を対象としている。

『(1) 役職段階別』

「課長相当職」区分については、女性職員がいないため「—」と記載。

『(2) 勤続年数別』

「11～15年」区分については、女性職員がいないため「—」と記載。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 年の途中で休職等により毎月の給与に変動があるものは除く。
- * 短時間勤務職員は人員を数える単位として時間を用いている。

● 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和7年度
管理職にある職員	
全体	18.8 %
行政職(一)※保育士除く	— %

※ 管理職:管理職手当が支給されることが条例等で指定されている職

※ 女性職員のいない区分については、「—」と記載。

● 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

(1) 全体

区 分	令和7年度
参事相当職	— %
課長相当職	9.1 %
主幹相当職	— %
課長補佐相当職	33.3 %
係長相当職	64.9 %

(2) 行政職(一)※保育士除く

区 分	令和7年度
参事相当職	— %
課長相当職	— %
主幹相当職	— %
課長補佐相当職	12.5 %
係長相当職	63.0 %

※ 女性職員のいない区分については、「—」と記載。

● 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和7年度
行 政 職	2 人
うち女性	— 人
女性の割合	— %

※ 女性職員のいない区分については、「—」と記載。

【職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項】

● 男女別の育児休業取得率 及び 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1) 男女別の育児休業取得率

※ 育児休業取得率：前年度に子が生まれて育児休業が取得可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数の割合(%)を示したもの。

※ 対象者のいない区分については、「－」と記載。

(1) 常勤職員

区 分	令和7年度
男 性	100.0 %
女 性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区 分	令和7年度
男 性	－ %
女 性	－ %

※ 前年度に子が生まれ、育児休業が取得可能となった職員数を分母とし、同年度に新たに育児休業を取得した職員数を分子とするが、複数年度にわたって取得する者等については、分母・分子とも、いずれかの年度でカウントし、毎年度同じ考え方でカウントしている。

2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

※ 育児休業の取得期間の分布状況：育児休業を取得した職員が承認された育児休業の期間。

区 分	令和7年度			
	常勤職員		会計年度任用職員	
	男 性	女 性	男 性	女 性
1週間未満	－ %	－ %	－ %	－ %
1週間以上2週間未満	－ %	－ %	－ %	－ %
2週間以上1月以下	100.0 %	－ %	－ %	－ %
1月超3月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
3月超6月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
6月超9月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
9月超12月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
12月超24月以下	－ %	－ %	－ %	－ %
24月超	－ %	－ %	－ %	－ %

● 管理的地位にある職員以外の職員1人当たりの1月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区 分	令和7年度
本庁	8.7 時間／月
本庁以外の出先機関	6.2 時間／月

※ 本庁：役場庁舎内で勤務する職員

※ その他出先機関：国保関ヶ原診療所、ふれあいセンター、やすらぎ、保育園で勤務する職員

※ 令和7年度は、7月に参議院議員通常選挙、令和7年1月から令和8年2月までの期間に衆議院議員選挙事務、令和8年1月に降雪による除雪業務あり。

● 職員の年次休暇等の取得日数の状況

	令和7年
年次休暇の平均取得日数	12.8 日